

男女共同 参画推進本部 ニュース

No.20 2006.12.15



男女共同参画会議（第24回）の開催（内閣広報室提供）

Contents

- P.1** ● 男女共同参画会議（第24回）の開催
● 女性の政策・方針決定参画状況調べ（平成18年度）を公表
- P.2** ● 女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果について
● 国の審議会等における女性委員の参画状況について
● 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成18年度）を公表
- P.3** ● 「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」が提言を公表
● 「女性に対する暴力をなくす運動」を実施
- P.3** ● 「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催
● 『全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間』を実施し、女性からの相談に応じました（法務省）
- P.4** ● 日本司法支援センター（愛称：法テラス）業務開始！
● 男女共同参画ヤングリーダー会議を開催
● 「女性のチャレンジ支援アドバイザー等研修」を終えて
● INFORMATION
● 国立女性教育会館—配偶者からの暴力被害者支援に取り組む相談員の研修を実施—
● 「平成18年度男女共同参画宣言都市奨励事業」の開催

国内本部機構の活動状況

男女共同参画会議（第24回）の開催

平成18年10月31日、総理大臣官邸で男女共同参画会議（第24回）が開催されました。

始めに、安倍総理から、誰に対しても開かれ、誰もがチャレンジできる男女共同参画社会の実現を目指し、女性の再チャレンジ支援策や、働き方の見直しを含めた仕事と家庭の両立支援策等を充実強化するなど、第2次男女共同参画基本計画を一層推進していく旨のあいさつがありました。

会議では、女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等の報告があり、また、都道府県・政令指定都市の審議会等委員への女性の登用を拡大するため、委員についての職務指定の在り方の積極的な見直し等を働きかけることが決定されました。

続いて、男女共同参画会議の進め方について、積極的な意見交換が行われました。これを受け、議長である内閣官房長官から、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や女性の再チャレンジの促進など、今後の重要な課題について、引き続き積極的な検討を行っていく旨の発言がありました。

会議の資料等は、内閣府男女共同参画局のホームページからご覧いただけます。

女性の政策・方針決定参画状況調べ（平成18年度）を公表

男女共同参画局では、毎年、様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について直近のデータを収集し取りまとめています。本年の概要は以下のとおりです。

1 国における女性の状況

衆議院の女性議員は45名（女性割合は9.4%、以下同）、参議院では34名（14.2%）です（H18.11現在）。

国家公務員のうち管理職（指定職・行政職（一）9級以上）の女性は142名（1.7%）です（H17.1現在）。

女性の裁判官は474名（14.2%）（H18.4現在）、女性の検察官は253名（10.2%）、女性の弁護士は2,859名（13.0%）です（H18.3現在）。

2 都道府県・市区町村における女性の状況

地方議会における女性議員は4,263名（8.8%）です（H17.12）。

女性の県知事は5名（10.6%）、副知事は5名（6.8%）、市区長は9名（1.2%）、町村長は7名（0.4%）です（H18.9）。

3 民間・各種団体等における女性の参画

役職別女性管理職の割合は、課長相当職で3.0%となっています（H15.10現在）。

各種資格試験の合格者に占める女性の割合は、医師国家試験が32.7%、公認会計士試験が19.9%です（H18年）。（<http://www.gender.go.jp/statistics-index.html>）

女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果について

総務省は、「男女共同参画基本計画（第2次）」等に基づき、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する取組状況のフォローアップ調査を実施し、平成18年10月25日にその結果を公表しました。

「男女共同参画基本計画（第2次）」では、平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家I種の事務系区分（行政、法律、経済）については30%程度、その他の試験については、できる限りその割合を高めることとされているところ、平成18年度の同区分の採用者に占める女性の割合は22.4%であり、17年度に比べると0.9ポイント増加しており、また、採用者に占める割合は合格者に占める割合（17.0%）より高くなっています。その他、各府省においては、採用・登用の拡大、勤務環境の整備等に関し、様々な取組を行っているところです。

詳細は総務省ホームページを御覧ください。
（http://www.soumu.go.jp/jinji/jinji_10.html）

国の審議会等における女性委員の参画状況について

国の審議会等における女性委員の割合については、平成18年4月に男女共同参画推進本部が決定した目標の達成を目指しています。推進本部決定では、平成32（西暦2020）年までに男女いずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満とまらない状態を達成するよう努めるものとし、そのための当面の目標として、平成22（西暦2010）年度末までに女性委員の割合が少なくとも33.3%となるよう努めることとしています。また、専門委員等（審議会等において専門の事項を調査審議するために通常の委員の他に置かれる臨時委員、特別委員及び専門委員）については、平成32（西暦2020）年までのできるだけ早い時期に、女性委員の割合が少なくとも30%となるよう努めるものとし、そのための当面の目標として平成22（西暦2010）年度末までに20%となるよう努めることとしています。

平成18年9月末現在で調査した結果によると、女性委員の割合は31.3%となり、昨年と比べて0.4ポイント上昇しました。また、女性の専門委員等の割合は、13.1%となっています。

（<http://www.gender.go.jp/ratio/index.html>）

図 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移



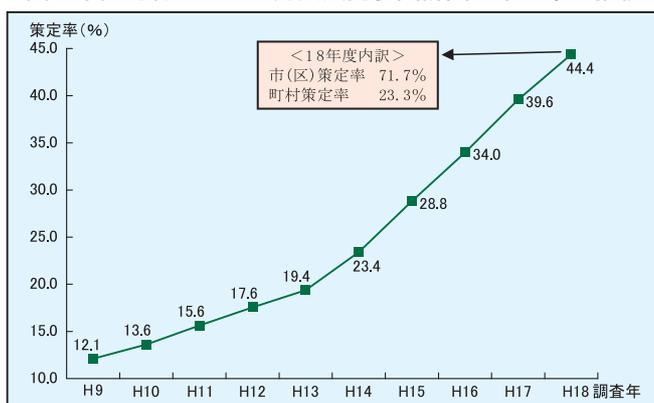
地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成18年度）を公表

男女共同参画局では、毎年、地方自治体における男女共同参画の推進状況調査を実施しており、平成18年度結果を11月30日に公表しました。主な内容は以下のとおりです。

1 男女共同参画計画の策定状況

全ての都道府県及び政令指定都市において計画が策定済みとなっており、市区町村での策定率も年々上昇し平成18年度においては、44.4%となっています。また、計画を策定していないものの、策定に向けた検討を行っている市区町村は381自治体（全体の20.7%）となっています。

図 市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移



2 審議会等委員への女性の登用比率

都道府県に設置されている審議会等での女性登用比率は平均31.3%、政令指定都市では平均29.2%となり、順調に増加しています。

市区町村については、平均22.5%ですが、172市区町村で女性比率が30%を超えている一方、16市町村では女性委員が5%未満（一人もいない場合を含みます。）と自治体間の格差が大きくなっています。

3 管理職（本庁の課長相当職以上）の女性比率

地方自治体の女性管理職比率は、都道府県で平均

5.0%、政令指定都市が平均6.9%、市区町村では平均7.9%となっています。ただし、市区町村については、自治体によって大きな格差があり、10%を超える自治体が468ある一方で、女性管理職が一人もいない自治体が524もあります。詳細については、「<http://www.gender.go.jp/suisin-index.html>」をご覧ください。

「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」が提言を公表

厚生労働省では、企業経営者、経営者団体、有識者の参集を求め「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」（座長：北城恪太郎日本アイ・ビー・エム株式会社代表取締役会長）を開催し、企業経営の視点から、男性が育児参加できるようなワーク・ライフ・バランスの取れた働き方について検討を行い、平成18年10月13日に提言を公表しました。

男女ともに育児・介護など家庭を大切にしながら充実した職業生活を営むことのできる雇用環境の整備が求められるなか、本提言では、男性も育児参加できるような働き方を可能とするためには、従業員全員のワーク・ライフ・バランスの推進が重要であること、このような働き方を進めることは「優秀な人材の確保・定着」「従業員の意欲の向上、生産性の向上」「仕事の内容や進め方の見直し、効率化」といった企業経営上のメリットがあることなどが盛り込まれ、職場における取組のポイントも整理しています。（提言の本文は、ホームページを参照：<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/10/s1013-3.html>）

「女性に対する暴力をなくす運動」を実施

男女共同参画推進本部では、11月12日から25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しました。この運動は、地方公共団体、女性団体等の協力により、毎年行っているものです。

期間中、全国各地で、ポスターの作成配布、テレビ、ラジオ等のメディアを利用したキャンペーン等の広報活動、講演会、シンポジウムの開催等の啓発活動、臨時相談窓口の開設等の被害者相談活動の実施など、女性に対する暴力の根絶に向けた様々な取組が行われました。

内閣府は、「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催し、法務省は「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」を実施しました。

「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催

内閣府は、女性に対する暴力をなくす運動の一環として、平成18年11月24日に、イイノホール（東京都千代田区）において、「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催しました。

全国各地から男女共同参画行政担当者、関係機関の相談業務担当者、福祉施設職員、一般参加者等約400人が参加しました。

平沢勝栄内閣府副大臣による主催者あいさつの後、国立成育医療センターこころの診療部長奥山真紀子氏が、「配偶者からの暴力と子どもへの影響について」をテーマに基調講演をされ、続いて、配偶者からの暴力の被害者とその子どもへの支援についてパネルディスカッションが行われました。

これらを通して、行政、医療機関、福祉施設、民間団体等様々な立場から、配偶者からの暴力が、直接の被害者のみならず、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えていることについて考察し、支援のあり方について議論を深めました。



『全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間』を実施し、女性からの相談に応じました（法務省）

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の11月13日から同19日までの間、電話による女性からの人権相談の取組みを強化する『全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間』を実施しました。全国で1,636件の相談があり、このうち、夫やパートナーからの暴力に関する相談が235件（14.4%）、離婚手続などの相談が215件（13.2%）、離婚の強要や職場における嫌がらせ等の相談が197件（12.1%）、セクシュアル・ハラスメントに関する相談が51件（3.1%）でした。

今後とも相談しやすい環境の整備に努めるとともに、人権侵害の事実を認知した場合には、適切な調査・処理を通じて被害の救済を図っていきます。

日本司法支援センター（愛称：法テラス）業務開始！

平成18年10月
2日、法テラス
が、全国一斉に
業務を開始しま



日本司法支援センター

した。法テラスでは、たとえば、配偶者や恋人からの暴力等の被害を受け、あるいは、職場で差別的な取扱いを受ける等した女性に相談窓口等の情報を無料で提供します。資力の乏しい方には、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替え等を行います。犯罪被害者には、支援団体等の情報を提供したり、犯罪被害者支援に精通した弁護士を紹介します。

法テラスを利用される方は、まずコールセンター（0570-078374（おなやみなし））にお電話下さい。

犯罪被害者の方は、犯罪被害者支援ダイヤル（0570-079714（なくことないよ））にお電話下さい。詳細は法テラスホームページ（<http://www.houterasu.or.jp>）をご覧ください。

男女共同参画ヤングリーダー会議を開催

内閣府は、平成18年10月30日・31日、男女共同参画ヤングリーダー会議を国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）において開催し、近い将来地域のリーダーとして活躍が期待される20歳代から40歳代までの86名の方が出席しました。

会議は内閣府からの施策の説明、オフィスピュア代表のたもつゆかり氏による講演、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」、「ワーク・ライフ・バランスを可能とする働き方の見直し」、「広報・啓発」「世代間の連携、ネットワークの構築」の4テーマの班別討議、各班の報告と意見交換が行われました。

また、1日目の情報交換会には高市早苗男女共同参画担当大臣が出席しました。

「女性のチャレンジ支援アドバイザー等研修」を終えて

国立女性教育会館では、平成18年10月10日～12日の日程で、内閣府委嘱事業「女性のチャレンジ支援アドバイザー等研修」を実施し、男女共同参画行政担当者や女性関連施設等の職員60名の御参加をいただきました。

本研修では、男女共同参画社会を実現していく上で、社会の様々な分野への女性のチャレンジを支援するためのネットワーク環境の構築、女性関連施設を窓口とする情報のワンストップ・サービスの整備、そして、これらを運営していくアドバイザーやコーディネーターの人材育成と力量形成をその目的としています。

今年度はこれらの目的を達成するため、①「モデル地域事業」の先進事例を提供し、事例を通じた学習を多く設定すること、②アドバイザーとコーディネーターのコース別研修を実施すること、③次年度の事業企画に研修成果を活用するために「地域で女性のチャレンジ支援策を推進するための企画書」の作成等をプログラムの中心にすえました。企画書作成に当たっては、参加者の皆さんの意欲は満々で、「女性のチャレンジ支援」への熱い思いが沸き立つ研修となりました。



INFORMATION

国立女性教育会館－配偶者からの暴力被害者支援に取り組む相談員の研修を実施－

国立女性教育会館では、平成19年1月24日～25日、女性関連施設及び配偶者暴力被害者支援センターの相談員を対象に「配偶者からの暴力被害者支援応用セミナー」を開催します。PTSDや児童虐待等の今日的な課題への対応や関連社会資源の活用・連携の方策に関する専門的・実践的研修として実施します。

また、同24日～26日には、上記セミナーと一部日程を共有し、さらにスーパービジョンの実際や二次受傷の予防と対策等について学ぶ「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」をあわせて実施します。詳しくは同会館事業課（0493-62-6711内線2109）まで。

「平成18年度男女共同参画宣言都市奨励事業」の開催

○天草市男女共同参画宣言都市記念式典

日時：平成19年2月17日(土) 10:00～

場所：天草市民センター

問い合わせ先：熊本県天草市企画部男女共同参画室

TEL：0969-23-1111(代)

○南アルプス市男女共同参画宣言都市記念式典

日時：平成19年2月25日(日) 12:45～

場所：南アルプス市櫛形生涯学習センター あやめホール

問い合わせ先：山梨県南アルプス市市民部市民生活課

TEL：055-282-6493(直)

編集・発行：内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

記事に関する問い合わせ先

TEL：03-5253-2111(代) FAX：03-3581-9566

発行日：偶数月の15日発行

インターネットホームページ <http://www.gender.go.jp/>